

第三ラテラノ公会議（1179 年）決議文翻訳

監修：藤崎 衛

訳：纒田 宗紀、上遠野 翔、佐野 大起

柴田 隆功、田野崎 アンドレーア嵐

藤崎 衛、望月 濤、森本 光、築田 航

1. 第 3 ラテラノ公会議について

第 3 ラテラノ公会議は、カトリック教会にとって第 11 回目の普遍公会議とされる。教皇アレクサンデル 3 世（在位 1159-1181 年）によって 1179 年 3 月にローマのサン・ジョヴァンニ・イン・ラテラノ聖堂で開催された。教皇をはじめとして約 300 名の司教、21 名の枢機卿の出席を確認することができる¹。

これに先立ち、12 世紀前半には二度にわたってラテラノ公会議が開かれていた。12 世紀はその後の諸世紀に引き継がれる公会議開催の潮流が生まれた時代である。第 1 ラテラノ（1123 年）は皇帝権と教皇権の間で聖職叙任権問題を解決するための妥協案、すなわちヴォルムス協約の成立を見越してのタイミングで、そして第 2 ラテラノ（1139 年）は教会改革をめぐる路線対立を要因の一つとする、いわゆる「アナクレトゥスのシスマ」終結後の教会立て直しを図ろうとするタイミングで開かれた。これらの事実から明らかなように、いずれの公会議も 11 世紀後半から教皇主導のもとに進展した「教会改革」と分かちがたく結びついた。事実、それぞれの決議文に改革の理念が込められているのは、何よりもそれらの文面が物語っている²。

第 3 ラテラノでも「改革」に主眼が置かれていたことは、教皇が公会議への招集を呼びかけて送った書簡からも明らかである。そこには、「どれほどの悪習が神の教会において矯正されるにふさわしいのかを熟慮し、われわれは改革されるべきことを改革し、信徒の救済に役立つ措置を制定するために、あらゆる地域から、その者たちの出席と助言が救済の措置を決めることを可能にするであろう教会人たちをわれわれの前に招集」することを決めたとある³。

¹ 第 3 ラテラノ公会議に関する主要な文献は次の通り。U.-R. Blumenthal, “Das Dritte Laterankonzil, seine Beschlüsse und die Rechtspraxis”, in *Zentralität: Papsttum und Orden im Europa des 12. und 13. Jahrhunderts*, ed. C. Andenna et al., Stuttgart 2013 (*Die Ordnung der Kommunikation und die Kommunikation der Ordnung*, 2), pp. 37-52; R. Foreville, *Latran I, II, III et Latran IV*, Paris 1965 (*Histoire des conciles oecuméniques*, 6); J. Longère (ed.), *Le troisième concile de Latran (1179): sa place dans l’histoire*, Paris 1982; D. Summerlin, *The Canons of the Third Lateran Council, their Origins and Reception ca. 1148-ca. 1191*, PhD Dissertation, University of Cambridge, 2012. また、アレクサンデル 3 世に関しては、博引傍証を極めるもいまや古さも感じさせる M. Pacaut, *Alexandre III. Étude sur la conception du pouvoir pontifical dans sa pensée et dans son œuvre*, Paris 1956 のほか、比較的最近編まれた次の論文集を参照のこと。P. D. Clarke – A. J. Duggan (eds.), *Pope Alexander III (1159-81): the Art of Survival*, Farnham 2012.

² 藤崎衛（監修）「第一・第二ラテラノ公会議（1123、1139 年）決議文翻訳」『クリオ』第 32 号（2018 年）、61-80 頁。

³ 藤崎衛「中世カトリック世界の重層的アイデンティティ——12・13 世紀の教会会議言説の分析」『歴史学研究』第 937 号（2015 年）、171-180 頁、ここでは 174 頁。同論文は、方向で後述する教会の他者認識の問題にも言及している。

今回ここに決議文を訳出した第3 ラテラノ公会議は、主にカトリック圏の高位聖職者を集めて教皇の指導的立場を演出し、改革理念を浸透させるという点において、先立つ2度のラテラノ公会議に始まる潮流に乗るものであるとともに、その後13世紀に開催される第4 ラテラノ公会議（1215年）や第1、第2 リヨン公会議（1245年、1274年）につながるものであった⁴。

先立つ二つのラテラノ公会議には聖職叙任権闘争や「アナクレトゥスのシスマ」終結という背景があったが、第3 ラテラノ公会議にはどのような背景があったのだろうか。教皇アレクサンデル3世による公会議招集が確実となったのは1178年のことであった。この時点で、前回の公会議（1139年）からすでに40年近くが経過していた。しかし、より深刻な問題は二人の教皇が並び立つシスマであった。1159年、アレクサンデル3世が教皇に選出されると、ただちに皇帝フリードリヒ1世バルバロッサの支援を受けた別の教皇（つまり対立教皇と見做される）ウィクトル4世が擁立されたのである。この間に教皇主導のカトリック世界の教会統治は機能不全の危機に瀕してしまい、改革の進展があったとはいいがたい。公会議の開催は、教皇権と皇帝権の間で結ばれた1176年のアナーニ協定（第25条）において予定され、翌1177年のフェッラーラの会議やヴェネツィアの和議において確認された。ヴェネツィアの和議からほどなくして、三人目の対立教皇（カリストゥス3世）が退位し、ここに教皇座のシスマは終結した。

このような背景のもと、冒頭の第1条に教皇選出のための法令が位置づけられたのは当然であった。われわれは決議の冒頭が教皇選出規定に飾られている事実、シスマを経験した教皇権が今後同じ憂き目を見ないようにと配慮している様子を読み取ることができる。続く第2条は、対立教皇による叙品を無効とすることで、シスマの事後処理を図るとともに、聖職者の地位を規定する後続の条文の端緒となっている。第3条以降では、聖職者や修道士に関わる事柄についての規定が並ぶ。たとえば、聖職者の地位の確認、シモニアなど金銭や教会財産の問題、女性との同居など聖職者の性的な問題、聖職禄についての規定、聖職者と世俗との関わりの制限などである。司教座聖堂付属学校の教師に対する手当についても言及がある（第18条）。また、後半では教会外の広く社会に及ぶ事柄に関する条文が続く。馬上槍試合の禁止や「神の休戦」、非武装者の保護など、社会秩序の維持に教会が多大な関心を払っていることがわかる。そして最後の第23条から第27条にかけては、癪者、サラセン人、ユダヤ人、高利貸し、異端といった当時の教会から見た異質な存在、いうなれば西欧キリスト教社会にとっての「他者」について規定されている。これらの条文が示す他者の対象化プロセスとそこで描き出される像は、当時の教会の自己認識の裏返しでもある。こうして第1および第2のそれらに加え、第3 ラテラノ公会議は、西欧に広がるラテン語圏キリスト教世界が、会議主催者であるところの教皇を頂点とするローマ・カトリック世界として従来以上にまとまったことを可視化するものにもなった。

ところで、教皇としてアレクサンデル3世を名乗ったロランドゥス・バンディネッリは長くボローニャの法学者ロランドゥスと同一視されてきたが、近年その説は否定されている

⁴ 藤崎衛（監修）「第四ラテラノ公会議（1215年）決議文翻訳」『クリオ』第29号（2015年）、87-130頁；同「第一リヨン公会議（1245年）決議文翻訳」『クリオ』第30号（2016年）、100-127頁；同「第二リヨン公会議（1274年）決議文翻訳」『クリオ』第31号（2017年）、123-148頁。

⁵。とはいえ、教会法の歴史において、教皇となったロランドゥスの方が法学者ロランドゥスよりもはるかに重要性を帯びていることは明らかである。なぜなら第3ラテラノ公会議の決議文はそのほとんどが『グレゴリウス9世教皇令集』、別称『リベル・エクストラ』（1234年）に採り入れられ、ということはつまり『教会法大全』にも採り入れられたからである。本訳文の脚註にフリードベルク版『教会法大全』の関連箇所を示す略号（Fr）が頻出するのはこのことを意味する。この大全は1917年まで教会法の基盤をなしたのであるから、第3ラテラノ公会議の決議文からは、一方で12世紀後半という特定の時代の宗教的あるいは社会的状況を読みとることができ、また当時の教会人たちによる社会とキリスト教の問題についての認識を浮かび上がらせることができるのであるが、他方では宗教的規範がはらむ超時代的な価値と意味合いをも読みとることができるであろう。

2. 凡例

1. 底本は、「コルプス・クリスティアノールム」叢書の公会議テキスト集成に収められた次の校訂版とした。A. Larson – K. Pennington, “Concilium Lateranense III 1179”, in *The General Councils of Latin Christendom. From Constantinople IV to Pavia-Siena (869-1424)*, ed. A. García y García et al. (Conciliorum oecumenicorum generaliumque decreta, 2/1), Turnhout 2013, pp. 127-147.
2. G. アルベリゴ監修による第3版1973年（初版1962年）の普遍公会議決議集の校訂版 *Conciliorum oecumenicorum decreta*, ed. G. Alberigo et al., 3rd ed., Bologna 1973 および次の英仏独各国語訳も適宜参照した。 *Decrees of the Ecumenical Councils*, ed. N. P. Tanner, London – Washington, DC 1990; *Les Conciles œcuméniques: Les Décrets*, vol. 2/1, *De Nicée I à Latran V*, ed. A. Duval et al., Paris 1994; *Dekrete der ökumenischen Konzilien*, ed. G. Alberigo et al., vol. 2, *Konzilien des Mittelalters. Vom ersten Laterankonzil (1123) bis zum fünften Laterankonzil (1512-1517)*, ed. G. Sunnus – J. Uphus von Josef Wohlmuth, 3rd ed., Paderborn 2000.
3. 条文に付与した番号は、底本に従った。
4. 各条文の表題は底本にないが、読者の便宜を図り、アルベリゴ版のドイツ語訳に付された表題も参照しつつ、内容をふまえて独自に付した。
5. 『教会法大全』（*Corpus iuris canonici*）に採録されたり、公会議等に関連したりする場合は、底本の註記を参照しつつ、脚註に典拠を記した。『教会法大全』における引用のための略号は慣例に従った。フリードベルク版『教会法大全』（本稿では Fr と略記）やマンシ編『教会会議集成』（同じく *Mansi* と略記）などの書誌情報は底本等を参照のこと。
6. 聖書に典拠がある箇所では、底本やアルベリゴ版の註記を参照し、または独自に確認したうえで条文中の（ ）内に記した。書名や章節番号は日本聖書協会発行の『新共同訳聖書』に基づくが、書名は適宜省略した。
7. 文意を明確にするために訳文を補う必要があるときは、〔 〕を用いた。

⁵ J. T. Noonan, “Who was Rolandus?”, in *Law, Church, and Society: Essays in Honor of Stephan Kuttner*, ed. K. Pennington and R. Somerville, Philadelphia 1977, pp. 21-48.

8. 文意を明確にするために訳語の言い換えが必要なときは、〔＝〕を用いた。

9. 翻訳の担当者は各条文末に（ ）内に記した。

（以上、藤崎衛）

3. 第三ラテラノ公会議決議文翻訳

1⁶ 教皇選出の法令

我々の先任者たちにより定められたことはローマ教皇の選出における不一致を避けるべきことについて十分明らかに表明してきたとはいえ⁷、その後不正な野望の大胆さによって教会がしばしば深刻な分断を蒙ったのであるから、我々はさらに、我々の兄弟〔＝枢機卿〕の助言と公会議の承認に基づき、この悪を避けるために何らかのことを付け加えることを決議した。それゆえ、万一、敵が毒麦を蒔くことで（参照、マタイ 13:25）、代わりに立てられるべき教皇について枢機卿たちの間で明確な同意がありえず、三分の二が同意する一方で三分の一が同意することを欲しないか別の者を敢えて指名するならば、三分の二によって選ばれ受け容れられた者がいかなる例外もなく教会全体によってローマ教皇と見做されるべきであると、我々は規定する。しかしもし、三分の一による指名を信頼した者が、現実にはそれができないために、〔ローマ〕司教の名を僭称するならば、本人もその者を受け容れた者も破門に処され、あらゆる聖なる品級の剝奪をもって罰せられ、同様に臨終の際のものだけを除いて彼らには旅路の糧の聖体拝領が拒まれ、また彼らが悔い改めなければ、生きたまま大地に呑み込まれたダタンとアビラム（参照、申命 11:6; 民数 16:30-33）とともに運命を受け取るべきである。さらに、何者かが三分の二より少ない者たちによって使徒職に選ばれたならば、より大きな同意が生じない限りは、その者は決して受け容れられるべきではなく、謙虚に慎むことを欲さないならば前述の罰を受けるべきである。しかし、このことゆえに、教会法に則った機関や他の教会に対していかなる損害も生じてはならず、そこにおいてはより大きくより賢明な側の判断が優越しなければならない。何故なら、そこにおいて疑念を抱かれたことは、上位者の判断によって決定されることができただろうからである。しかし、ローマ教会においては上位者への上訴がありえないため、何か特別なことが定められる。（藤崎衛）

2⁸ 対立教皇による叙品について

我々は、幸福なる記憶の我々の先任者、教皇インノケンティウス〔二世〕によってなされたことを更新しつつ⁹、異端の領袖オクタウィアヌスとグイド、および彼らに追随したヨハンネス・ストゥルメンシスによって行われた叙品¹⁰、さらに彼らに叙品された者によって行われた叙品は無効であると判断し、さらに、先述の離反者から教会の職位あるいは聖職禄を

⁶ 1 Comp. 1.4.15 (11) (X 1.6.6; Fr 2, 51).

⁷ 参照、特に教皇ニコラウス二世のもとで開催されたローマ教会会議（1059年）決議第1条（Mansi 19, 897; 907）および同一の勅書 *In nomine Domini* (Mansi 19, 903-904; MGH Leges 2-2, 177-79); D.79 c.1 (Fr 1, 276) および D.23 c.1 (Fr 1, 77-79).

⁸ 1 Comp. 5.7.2 (X 5.8.1; Fr 2, 790); 参照、C.12 q.2 c.37 (Fr 1, 699).

⁹ 参照、第二ラテラノ公会議（1139年）決議第30条。

¹⁰ オクタウィアヌス＝対立教皇ウィクトル四世（在位 1159-1164年）、グイド＝対立教皇パスカリス三世（在位 1164-1168年）、ヨハンネス・ストゥルメンシス＝対立教皇カリストゥス三世（在位 1168-1178年）。

受け取った者は、獲得したものを剥奪されるべきことを加える¹¹。同様に、同離反者あるいは俗人によってなされた教会の財産からの譲渡ないし横領は、あらゆる正当性を欠くものとし、教会に対して、その教会のあらゆる負担なく返却されるべきである。また、これに反抗しようとする者は、破門に服することになると知るだろう。なお、離反を続けることについて自発的に宣誓した者は、聖なる品級と職位を停止され続けると我々は決議する。

（纓田宗紀）

3¹² 聖職者の資格要件について

聖なる品級と教会の奉仕職全体において、年齢の成熟も、振舞いの厳粛さも、学問の知識も要求されるべきであるから、これらは司教においてこそ、より大いに必要とされるのが適当である。司教は他者の世話のために据えられ、いかにして他者が主の家で生きるのが適当かを、自らにおいて示さなければならない。それゆえに、ある者たちにおいてその時分の必要性からなされたことが、後世の者たちによって先例とされないように、我々は本決議によって以下のように規定する。すなわち何人も、既に三十歳に達しており、かつ適法な婚姻から生まれていて、加えて行状と学識において賞賛に値すると示されていない限り、司教に選出されてはならない。他方で選出され、選出の確認を受諾し、教会財産の管理を担った際は、教会法によって定められた司教の聖別についての期間が過ぎた後、その者の持っていた聖職禄が属する者は、これら进行处理する自由な権能を持つべきである。より下位の奉仕職、例えば聖堂参事会長職、大助祭職、その他魂の世話に結びつく奉仕職についても、既に二十五歳に達しており、かつ学識と振舞いについて賞賛されるべき者でなければ、何人も決してこれらを引き受けてはならず、かつ小教区教会の指導をもそうしてはならない。他方でその者が認められた際、大助祭であれば助祭に、聖堂参事会長や〔聖職に就くことを〕予告されたその他の者であれば司祭に、教会法で定められた期間内¹³に叙品されていなかったならば、その者は件の役職から除外され、その役職はそれを適切に全うすることを欲し、かつ全うできる他の者に与えられるべきである。また万一にも彼らが、この規定を逸脱した際に、上訴を通し自らの身を守ることを欲したとしても、彼らにとって上訴という逃げ道が有用となつてはならない。このことは無論、昇進されるべき者だけでなく、既に昇進した者についても、教会法に反しない限り守られるべきであると我々は命じる。聖職者らは無論、もしこの規定に反して誰かを選出したならば、彼らはそれ以降選出する権能を奪われ、かつ教会聖職禄を三年間停止させられることを知るべきである。何故なら、神への恐れによっても悪から目覚めない者は、少なくとも教会の規律の苛烈さで制約するのが適当だからである。また司教も、これに反することを行ったり、行われることに同意したりしたならば、前述した役職を与えることについての自らの権能を手放すべきであり、参事会によって、そして参事会が賛同できなかったとしても首都大司教によって¹⁴、叙品がなされるべきである。

（田野崎アンドレーア嵐）

¹¹ 参照、An. Laud., *Chron. un.*, 449 (*MGH Scriptores* 26, 449); Sigebert. *Gembl.*, *Cont.*, 417 (*MGH Scriptores* 6, 417).

¹² 参照、トレント公会議（1545-1563年）第7、第24会期; 1 Comp. 1.4.16(12) (X 1.6.7: *Fr* 2, 51-52).

¹³ D.60 c.3 (*Fr* 1, 226-227).

¹⁴ 参照、D.63 c.36 (*Fr* 1, 247).

4 聖職者随行団の規模の制限・過度な徴税の禁止

使徒〔＝パウロ〕が、偽使徒の説教の場を奪い、かつ説教を向ける人々にとって負担とならないようにするために、自身と配下の者を自らの手で扶養することを決めたため（参照、Iテサロニケ2:9; IIテサロニケ3:7-8; IIコリント11:9）、我々の兄弟や同輩の司教たちの何者かが、饗応の点で彼らの下位者にとって重荷となり、このような理由で時には下位者が教会の装飾品を売却することを強いられ、長期間の食糧を短時間で浪費してしまうことは、非常に深刻であり矯正に値すると見做される。それゆえ、我々は次のように定める。小教区を巡察する大司教は、諸管区の差異と諸教会の財力に応じて馬四十五頭ないし五十頭、司教であれば二十頭ないし三十頭、枢機卿であれば二十頭ないし二十五頭を決して超えて〔同行させて〕はならず、大助祭であれば五頭ないし七頭、彼らの下に位置する首席司祭であれば馬二頭で満足すべきであり、〔以上の者たちは〕狩猟犬や鳥獣を連れて旅立つのではなく、自身のことではなくイエス・キリストのことを追い求めていると見做されるように（参照、フィリピ2:21）現れるべきであり、贅沢な宴会を求めず、適切かつ適度に自身に提供されたものを感謝して受け取るべきである。加えて、我々は、司教が租税や徴収によって彼らの下位者を圧迫しようとすることを禁じる。ただし、我々は、しばしば生じる様々な必要性に応じて、明確で合理的な理由があれば、彼らから愛とともに適度な援助を要求することができると認める。いかにも使徒が「子は親のために財産を蓄える必要はなく、親が子のために〔蓄えなければならないのです〕」（参照、IIコリント12:14）と言うため、上位者が、羊飼いのようにしてあらゆる必要性について世話しなければならない下位者にとって重荷となるのであれば、父なる慈愛からはかけ離れていると見做される。また、大助祭ないし首席司祭は、司祭ないし聖職者に徴収と租税あるいは租税を取って課すべきではない。無論、寛大さに従って上述の馬の数に関して述べられたことは、教会の収入と財力がより大きい土地では遵守されうだろう。一方、より貧しい土地では、上位の者たちの到来によって下位の者たちが圧迫されることに苦しむことが当然ながらないよう、かつこれまで比較的少ない馬を利用することを常としてきた者たちが、かような恩恵の下でより多くの〔馬を連れる〕権利が自身に認められると考えることのないよう、基準が維持されることを我々は望む。（纓田宗紀）

5¹⁵ 新任聖職者の叙品について

司教は、生活の糧を得るための何らかの名義¹⁶のない者を助祭あるいは司祭に叙品したならば、ある教会で聖職者の務めに見合った俸給を彼に割り当てるまで、生活必需品を供給すべきである。ただし、叙品された者がもし万一自身あるいは父祖の相続財産から生活の援助を得られるのであれば、この限りではない。（纓田宗紀）

¹⁵ 1 Comp. 3.5.5 (X 3.5.4: *Fr* 2, 465); 参照、カルケドン公会議（451 年）決議第 6 条; トレント公会議（1545-1563 年）第 21 会期。

¹⁶ 上級叙階を受けた聖職者に対して、生涯にわたって適用な生活手段を確保するために法的に要求される保証のこと。ある聖職者がある教会やある名義に属すということは、生計の保証を得るために、当該教会や名義から得られる所得に参与する権利を彼に付与するものであった（J.P. ラベル「受階名義」『新カトリック大事典』第 3 巻〔上智学院新カトリック大事典編纂委員会、2002 年〕、194-195 頁）。

6¹⁷ 不当な上訴の禁止

我々の兄弟と同輩の司教や大助祭までもが、ある者らが彼らの訴訟において上訴しようとしていると判断して、まったく警告を事前通告しないまま、彼らに聖職停止や破門の判決を下すという強く非難されるべき慣習が、ある地域で育っていた。そのうえ、上位者による判決や教会法による刑罰を恐れて、何の事由もなしに上訴を申し立て、無罪の者たちの保護のために定められたと認識されているものを、不正の弁護のために不当に行使する者らもいる。それゆえ、高位聖職者も従属する者らを理由なく処罰しえないよう、下位者も己が恣意のみから上訴を口実に高位聖職者の処罰を免れえないよう、本決議によって我々は次のように規定する。すなわち、教会法にかなった注意が事前通告される場合を除いて、高位聖職者は聖職停止や破門の判決を従属する者らに宣告してはならない。ただし、万一、罪がその種類からして聖職停止や破門の罰を引き起こすようなものである場合を除く。また、下位者は教会の規律に反して訴訟の開始前に上訴を求める声を突如上げてはならない。しかし、もしある者が、彼らの必要から上訴することが正しいと思ったならば、上訴を行うために適当な期限が彼に対して設定されるべきである。その期限内でもし万一〔上訴を〕行うのを怠ったならば、そのときは司教が制限なくその権威を振るうものとする。さらに、いかなる案件であろうと、ある者が上訴して、上訴された人物が出廷したにもかかわらず、上訴する本人が出廷するのを怠った場合は、彼が何らかの財産を持っていたならば、前者〔＝上訴された人物〕に対して経費の適当な賠償をしなければならない。少なくとも、これに対する恐れに抑止されて、ある者が他方当事者の負担で簡単に上訴をしないようにするためである。また、特に修道院においては、我々は次のことが順守されることを望む。すなわち、修道士やいかなる敬虔なる者も、何らかの逸脱により処罰されるべきであるときは、彼らの上長と修道参事会による修道院規則に即した規律に反して上訴しようとしてはならず、彼らの救済のために彼らに対して課されたものを謙虚かつ献身的に引き受けなければならない。（柴田隆功）

7 シモニア・従属教会への追加徴税の禁止

教会の身体において全てのものは愛をもって扱われるべきであり、無償で受け取られたものは無償で与えられるべきであるため、以下のことはあまりにも悍ましい。すなわち、司教や修道院長およびあらゆる教会の役職者を〔その〕座に就かせるため、また司祭を教会に就任させるため、さらには死者の埋葬と葬儀、結婚する者たちの祝福、また他の教会の秘蹟のために何らかが要求され、それらを必要とする者が〔秘蹟を〕授ける者の手を満たすよう取り計らわない限りは〔それらを〕受けることができないというように、ある教会においては贈収賄が行われていると言われていることである。加えて多くの者たちは、古来の習慣により慣習法¹⁸が有効であると思っているために、〔これらの行為が〕自分に許されていると信じ、貪欲によって目が眩んでいるために、罪が重ければ重いほど長く不幸な魂は囚われたままとなるということ¹⁹に十分に留意していない。それゆえ、今後このようなことが生じないように、そしてまた教会の役職者をその座に導くためや司祭を任命するため、あるいは死者の埋

¹⁷ 1 Comp. 2.20.42 (X 2.28.26: *Fr* 2, 418-419); 参照、トレント公会議（1545-1563年）第24会期。

¹⁸ 底本では *legem mortis*（死の法）であるが、ここではアルベリゴらの異読を採用し、*legem moris* として訳出した。

¹⁹ C.1 q.3 c.15 (*Fr* 1, 418), D.8 c.5 (*Fr* 1, 14).

葬、また結婚する者たちの祝福、他の秘蹟のために何らかが要求されないように、我々はいっそう厳しく禁じる。もし何者かがこれに敢えて違反したならば、その者は不道德な贈り物の要求〔という点〕で行いが似るところのゲハジ（参照、列王記下 5:20-27）と自分が、同じ運命を辿るであろうことを知るように。加えて、司教や修道院長、および他の高位聖職者によって教会に新たな税が課されること、従来のを上げること、そして収入の一部を自らの利用のために敢えて着服することを我々は禁じる。むしろ上位の者たちは、自身のために保持されることを望む自由を、彼らより下位の者たちのためにもまた良き意志をもって保持すべきである。加えて、もし何者かがこれに反したならば、その者が為したことは無効と見做されるべきである²⁰。（森本光）

8²¹ 空位となった聖職・聖職禄について

いかなる教会奉仕職も、あるいはさらに聖職禄や教会も、何者かがその地位と聖職禄を自身が継承すると信じているところの隣人の死を熱望していると思われることのないように、空位となる前に他の者に割り当てられたり、あるいは確約されたりすべきではない。何故ならそれは実際、異教徒の法においてさえも禁じられている²²ことが知られているので、もし神の教会において、異教徒たちさえもこれを断罪することを欲していた²³将来の継承の期待があるなら、〔その期待は〕きわめて不名誉であり神の裁きによる懲罰に満ちているためである。そして、聖職禄、教会あるいは何らかの教会における務めがいずれかでも空位となる、あるいはちょうど空位であったとしても、長く未決に留めずに、六ヶ月以内に相応しく管理することのできる者たちに委ねられるべきである。その際もし、それに関係する司教が合理的な理由なしに委ねることを遅らせれば、聖堂参事会によって取り決められるべきである。しかしもし、選出が聖堂参事会に関係し、かつ上述の期間内にこれを為さぬなら、司教は、敬虔なる人々の協議を伴い神に従って、これ〔＝選出〕を遂行すべきであり、万が一全員が怠ったならば、首都大司教がそれらについて神に従って、異論がないよう処理すべきである。（望月澤）

9²⁴ テンプル騎士修道会・ホスピタル騎士修道会について

我々は、聖なる教えを植え付け、かつ植え付けられたものをあらゆる手段を以て慈しまねばならない。しからば、我々が神より委ねられた権威を以て正しきものを養い、美德の進展を妨げるものを正すよう配意すること以上に、これを良く追求することは決してあるまい。さて我々は、我々の兄弟や同輩の司教たちの激烈な苦情から、テンブル騎士修道会、ホスピタル騎士修道会、および他の修道会の兄弟たちが、使徒座から自身らに認可された特権を越え、司教の権威に背き、神の民の間に躓きの石を生ぜしめたり魂の深刻な危機をもたらしたりする多くのことを敢えて為していることを聞き知った。事実、彼ら〔＝我々の兄弟や同輩の司教たち〕は以下の事柄を訴えた。すなわち、彼ら〔＝上記修道会の兄弟たち〕は俗人の

²⁰ 1 Comp. 5.2.8 (X 5.3.9: *Fr* 2, 751); 参照、C.1 q.1 c.100 (*Fr* 1, 398), 1 Comp. 3.34.7 (X 3.39.7: *Fr* 2, 623).

²¹ 1 Comp. 3.8.2. (X 3.8.2: *Fr* 2, 498); 参照、トレント公会議（1545-1563年）第24会期。

²² C.11 q.1 c.41 (*Fr* 1, 638-639) および C.1 q.1 c.37 (*Fr* 1, 372-373).

²³ Cod.J. 8.38(39).4 および Cod.J. 8.34(35).3.

²⁴ 1 Comp. 5.28.3 (X 5.33.3: *Fr* 2, 849-850).

手から教会を受け取っている。彼らは破門された者たちや聖務を停止された者たちを教会の秘蹟と埋葬に受け入れている。彼らはその全教会において、司教の与り知るところなくして司祭を任命または解任している。そして、それらの兄弟たちが施しを求めて行脚する時——というのは、彼らの到来に際して年に一度教会が開かれ、聖務が執行されることが認可されているからであるが——、彼らのうち一つまたは複数の家出身の多くの者たちが、しばしば聖務停止中の場所に行き、聖務の執行と死者の埋葬において我々の〔与えた〕特権の慈悲深さを悪用し、その折に敢えて聖務停止中の教会で死者の埋葬を行っている。これらに加え、彼らが多くの場所に設立している兄弟会にあっては、彼らは司教権威の効力を弱体化せしめている。何故ならば、彼らは何らかの特権を口実に、彼ら〔＝司教たち〕の判決に背き、彼らの兄弟会に帰依することを望むあらゆる者たちを保護しようと目論んでいるからである。しかし、これらのことにおいては、過ちは上級の者たちの認知や助言よりむしろ下級の者たちの無分別から生じているがゆえに、我々は彼らがその点において過ちを犯すところのものが取り除かれ、疑義をもたらず事柄が解決されるべきことを決議した。実に我々は、これらの者たち〔＝上記修道会の兄弟たち〕や誰であれ他の修道者たちが、司教の同意なく教会や十分の一税を俗人の手から受け取ることを禁止するとともに、彼らがこの〔規定の〕趣旨に反して最近受け取ったものは何であれ放棄されるべきこととする。破門された者や名指して聖務を停止された者が、司教の判決に従い、これらの者たちのみならず他のあらゆる者たちからも忌避されるべきことを我々は規定する。完全な権利を以て彼らに属してはいない彼らの教会においては、彼らは任命されるべき司祭を司教に推挙することにより、彼ら〔＝司祭〕が人々の世話について彼ら〔＝司教〕に返答できるようにする一方で、自身ら〔＝修道者たち〕に対しても世俗の事柄について適切な説明を提供できるようにすべきこと。また、彼らは任命された者たちを司教に相談することなく敢えて解任すべからざること。しかしもしテンプル騎士修道会またはホスピタル騎士修道会が聖務停止中の教会に来たならば、彼らは年に一度のみ教会の聖務を許可されるべきこととし、ただしその折にそこで故人の遺体を埋葬すべからざること。一方、兄弟会については以下の如く制定する。すなわち、もし彼らが自らを先述の〔修道会の〕兄弟たちに完全に捧げず、むしろ自らの所有地の内に留まることを考えたならば、これ〔＝本規定〕に従い、彼らは決して司教の判決を免れることはなく、むしろ彼ら〔＝司教〕は、彼らがその過ちゆえに更生されるべき時には、彼らに対し他の教区民に対するのと同様に自らの権限を行使すべきこと。加えて、先述の兄弟たちについて述べられたことは、その厚顔を以て司教たちの権利を横奪し、彼らの教会法に適った判決ならびに我々の特権の趣旨を敢えて破らんとする他の修道者らによっても遵守されるべきことを我々は命じる。しかしもし彼らが本法規を破ったならば、彼らが敢えてそれを行ったところの教会は破門に服すべきこととし、また彼らが行ったことは無効かつ無意味とされるべきこと。

（佐野大起）

10²⁵ 修道院におけるシモニア・私有財産の禁止

修道士は代価をもって修道院に受け入れられるべきでなく、私有財産を持つことを許されるべきでなく、単独で村や町あるいはあらゆる小教区教会に配置されるべきでない。そして、

²⁵ 1 Comp. 3.30.2 (X 3.35.2: *Fr* 2, 878).

より大きな集まりの中か他の兄弟たちとともにあるべきである。世俗の人々の中で一人だけで霊的な敵との戦いを待たないために。ソロモン曰く、「一人は禍いだ。倒れれば助け起こしてくれる者がいないのだから」（コヘレト 4:10）。しかし、もし何者かがその受け入れのために何らかを要求され、与えたならば、〔その者は〕聖なる品級に上がるべきではなく、他方で受け取った者はその役職を失うことで罰せられるべきである。また私有財産を持つ者は、管理を任せるために大修道院長によってその者に許された場合でなければ、祭壇の交わりから排除されるべきであり、そして死の直前に私有財産を有することが発覚し相応に悔い改めなかった者は、その者のための奉獻〔＝ミサ〕は行われるべきでなく、兄弟たちの間に埋葬されるべきでない。さらに、我々は以上のことが全修道者について遵守されるよう命じる。加えて、それらに入念に配慮しない大修道院長は、その役職を自らが失うであろうことを知るべきである。小修道院長職や修道院の役職もまた代価の支払いによって何者にも引き渡されるべきでなく、さもなくば与えた者も受け取った者も教会の奉仕職を剥奪されるべきである。また、小修道院長は修道院の教会へ任命されていた場合、明白かつ理に適った理由によらなければ、異動させられるべきでない。すなわち、浪費家であったり、不節制な生活をしていたり、当然排除されるべきであると見做されるようなことを行う場合や、あるいはより上位の役職の必要のために兄弟たちの助言により移されるべきである場合〔でなければ〕。

（森本光）

11²⁶ 女性との共住・ソドミーの禁止

聖なる品級にある聖職者らで、公然たる不貞潔の下に女を自らの家に留め置く者は、彼女らを放逐して貞潔に生きるか、あるいは教会の聖職禄や役職から引き離されるべきである。また誰であれ、自然に反しており、それによって「神の怒りが不従順の子らに下り」（エフェソ 5:6）5つの町を火で破壊した（参照、創世記 19:24-25）ような、件の不貞潔に関わっていることが明らかにされた者は、それが聖職者であれば、聖職から追放され、悔悛を行うために修道院へと追いやられるべきである。またそれが俗人であれば、破門に服し、信徒の集まりから完全に引き離されるべきである²⁷。さらに、修道女らの修道院に、何らかの聖職者が明白かつ必要な理由もなく、敢えて足繁く通ったならば、司教によって離されるべきであり、そしてもし思い止まらなかったら、教会聖職禄を欠くものとされるべきである²⁸。

（田野崎アンドレア嵐）

12 聖職者の世俗業務の禁止

副助祭以上と、さらにそれより下の品級にある聖職者は、教会の俸禄によって養われているならば、世俗の裁判官の前で世俗の案件における弁護人になろうとしてはならない。ただし、彼ら自身や彼らの教会のための訴訟を起こすか、ことによると自身の訴訟を遂行できない憐れむべき人々のために告訴する場合を除く²⁹。さてまた、聖職者のうちのいかなる者も、なにがしかの諸侯や俗人のもとで、彼らの行政官になったかのように、村落の管理やそのう

²⁶ 参照、トレント公会議（1545-1563年）第25会期。

²⁷ 1 Comp. 3.2.12 (X 5.31.4: *Fr* 2, 836); 参照、C.32 q.7 c.13 (*Fr* 1, 1143).

²⁸ 1 Comp. 3.1.8 (X 3.1.8: *Fr* 2, 453); 参照、第二ラテラノ公会議（1139年）決議第6-8条。

²⁹ 1 Comp. 1.28.1 (X 1.37.1: *Fr* 2, 210); 参照、C. 15 q.2 c.1 (*Fr* 1, 750).

え世俗の裁判も行おうとしてはならない。さらに、もしある者がこれに違反しようとしたならば、「神のために兵役につく者は世俗の業務に参与してはならない」（II テモテ 2:4）と述べる使徒〔＝パウロ〕の教えに反して世俗にかかわって活動しているため、教会の奉仕職から外されるべきである。というのも、聖職者の職務をなおざりにし、有力者におもねって世俗の波に沈み浸っているからである。また、もし修道士のうちのある者が前述のうちのどれかを不届きにも試みたならば、より厳しく罰せられるべきであると我々は決議する³⁰。

（柴田隆功）

13³¹ 聖職の兼任の禁止

少なからぬ者が、貪欲さに限度を置かず、聖なる教会法の定め反して、多様な教会の職位と複数の小教区教会を獲得することに尽力し、その結果、一つの務めをほとんど満足に果たさないにも拘らず複数の俸給を我がものとしているゆえに、我々は今後それが行われることをより厳しく禁じる。従って教会あるいは教会の奉仕職が委ねられる必要がある時、このために、その地に定住し彼自身によってその配慮を行う能力のあるような人物が求められるべきである。しかしもし異なって為された場合、聖なる教会法に反して受領したものを、受け取った者は放棄し、引き渡した者は授ける権能を奪われるべきである。（望月澤）

14 聖職禄の重複受給・俗人による干渉の禁止

今や何者かの野心が、二つや三つではなく六つあるいはそれ以上の教会を有していると言われ、二つについてしかるべき管理を担うことができないまでに達したゆえに、我々の兄弟と同輩の司教を通じてこれが正されることを我々は命じ、そして崩壊と弛緩の材料をもたらし、教会に相応しく熱心に仕える能力のある者の魂の確実な危機に結び付く、教会法に反する聖職兼務については、貪欲さが和らげられることを我々は指示する³²。さらに、教会において司教の権威が無視されるまでに、ある俗人たちの不遜が聖職者を据え、さらには彼らが望めば取り去りさえし、そのうえ土地と他の教会財産をしばしば自身の意志に沿って配分し、教会と同様に従属民に租税や徴収にて苦しみを与えようと試みるまでに達したゆえに、今後このようなことを試みた者はアナテマの罰に処されるべきであると我々は決議する。また、俗人によってであれ、庇護者を口実にしてであれ、その他あらゆる方法によってであれ、適切な司教の権威なしに教会を受け入れた司祭あるいは聖職者は、交わりを剥奪され、そしてもし固執したならば、教会の奉仕職並びに品級から下ろされるべきである³³。無論、教会人や司教にすら彼らの法廷に立つことを何らかの俗人が強いているゆえに、今後それを試みようとした者は信徒の交わりより引き離されるべきであると我々は決議する³⁴。加えて我々は、彼らの魂の危機を伴いながら十分の一税を渡さない俗人が、彼の司教の同意なしに他の俗人に何らかの方法で〔これを〕転嫁することを、禁じる。しかしもし何者かがこれを受け取り、

³⁰ 1 Comp. 3.37.3 (X 3.50.4: *Fr* 2, 658).

³¹ 1 Comp. 3.4.3 (X 3.4.3: *Fr* 2, 460); 参照、D.70 c.2 (*Fr* 1, 257); トレント公会議（1545-1563年）第7会期。

³² 1 Comp. 3.5.6. (X 3.5.5: *Fr* 2, 465).

³³ 1 Comp. 3.33.5 (X 3.38.4: *Fr* 2, 610); 参照、C. 16 q.7 c.20 (*Fr* 1, 806).

³⁴ 1 Comp. 2.2.6 (X-).

教会に納めないならば、キリスト教の墓地埋葬権を剥奪されるべきである³⁵。（望月澤）

15³⁶ 教会財産の保全について

愛の職務において我々は第一に、我々が彼らから聖職禄を受け取ったと認識するところの者たちに対して責任を負うべきであるが、それに反して聖職者の中には自身の教会から多くの聖職禄を受け取ったにも拘らず教会を通じて得た財産を他者へ移転しようとする者がいる。それゆえ、このことが古の教会法³⁷によっても禁止されたことは周知であるのだから、さらにまた我々も禁止する。そして我々は教会の損害が無いよう備えることを望み、彼らが無遺言で死去したにせよ他者へ贈与したいと望んだにせよ、同財産が教会の管理下へ留まるようにと命じる。加えて、ある地域においては代価の見返りに任命され聖堂参事会長と呼ばれる者たちがおり、相応の金銭により司教の裁治権を行使しているため、我々は本決議をもって今後それを企図した者は彼の職務を剥奪され司教はこの職務を授与する権限を喪失すべきであると規定する³⁸。（築田航）

16³⁹ 聖職者の選出について

全教会においてより多くのより賢明な兄弟たちにより是認されていることは逡巡せずに遵守されるべきであるのだから、以下のことはあまりに重大で至極当然ながら叱責に値する。すなわちある教会では少数の者たちが時に道理によってではなく自身の意思によって多くのより賢明な者たちの叙階を妨げ、教会の叙階の進行を認めないのである。ゆえに我々は本決議をもって以下のことを規定する。より少数で劣った者たちによって理に適った何らかの異議があり提出されない限り、上訴は退けられ、より多数でより賢明な側の集まりによって定められたことは常に優越し効力を得る⁴⁰。またもし万が一にも何者かが、自分は誓約により自身の教会の慣習を維持する義務があると述べたとしても、我々の法令を妨げるものではない。というのも、それらは誓約ではなくむしろ教会の便益と聖なる父たちの教えに反する偽誓と言われるべきだからである⁴¹。しかしもし何者かが道理によって支えられることも聖なる教えに適うこともないこの種の慣習を誓約しようとしたならば、しかるべき悔悛を行うまで聖体拝領からは無縁となるべきである。（築田航）

17⁴² 教会の建立者・庇護者による聖職者の推挙について

ある場所において教会の建立者とその相続人たちが、それに基づいてこれまで教会が彼らを支えてきたところの権限を濫用しており、また神の教会においては管理する者は一人でな

³⁵ 1 Comp. 3.26.23 (X 3.30.19: *Fr* 2, 452).

³⁶ 参照、トレント公会議（1545-1563 年）第 25 会期。

³⁷ 参照、C.12 q.2 c.51 および c.66 (*Fr* 1, 703; 708); C.12 q.5 c.2 (*Fr* 1, 715).

³⁸ 1 Comp. 5.3.2 (X 5.4.1: *Fr* 2, 767-768).

³⁹ 1 Comp. 3.10.1 (X 3.11.1: *Fr* 2, 506). 参照、トレント公会議（1545-1563 年）第 21 会期。

⁴⁰ この文言は教皇クレメンス三世（在位 1187-1191 年）あるいはケレスティヌス三世（在位 1191 年）の教皇勅書に引用されている。2 Comp. 3.9.1 (X-) では第三ラテラノ公会議 16 条を引用し以下のように記す。“a maioris et sanioris parte consilii fuerit constitutum”。

⁴¹ C.22 q.2 c.2 (*Fr* 1, 867).

⁴² 1 Comp. 3.33.4 (X 3.38.3: *Fr* 2, 610); 参照、D.63 c.36 (*Fr* 1, 247).

ければならないにも拘らず、彼ら自身〔＝教会の建立者とその相続人たち〕は従属〔関係〕に配慮せずに複数の者を選任しようと努めており、加えて一つの教会は一人の指導者に属さなければならぬにも拘らず、自らの保護のためにさらに多くの者を推挙している。そのため、本決議により我々は以下のように規定する。万一、建立者たちの票が複数の者に分かれる場合には、より大きな功德に支えられ、かつより多くの者の賛同により選ばれ認められる者が教会の長に任じられるように。また、蹟くことなくこのことが為され得ない場合には司教が、その教会がより良く神に従って秩序立てられると思う形で、秩序立てるように。さらに幾人かの間で庇護者の権利についての問題が生じ、〔その権利が〕誰に相応しいか二ヶ月以内に定まらない場合にも、同様にするように。（森本光）

18⁴³ 司教座聖堂における教師の配置について

神の教会は、肉体の支援に関わる諸々においても、魂の成長のためになる諸々においても、慈母のごとく窮民の世話をしなければならないため、両親の財産による支援を受けられない貧者から、教えを受け〔知を〕育む機会が取り上げられないよう、司教座聖堂ごとに置かれその教会の聖職者と貧しい学徒に無償で教えるべき教師に対し、何らかの適当な聖職禄が支給されるべきである。それによって、教師は生計が支えられ、学生は学問への道が開かれるべきである。さらにまた他の教会や修道院では、かつてそこでこのために何らかのものが割り当てられていたならば、復旧されるべきである。また、何人も教授資格のために対価を決して徴収してはならず、あるいは何らかの慣習を口実に教師から何かを要求してはならず、〔教授〕資格が請求された上で適切な人物が教えることを禁止してはならない。しかし、これに違反しようとした者は、教会の聖職禄から外されるべきである。無論、神の教会では、魂の欲望から教授資格を売って教会の成長を阻もうとする者はその労働の報酬を得るべきではないのは当然と見做される。（柴田隆功）

19⁴⁴ 教会に対する不当な徴税の禁止

為す者たちの罪科に関して、以下のことは耐える者たちの損害に劣らずあまりに重大であると認識される。すなわち、世界の様々な地域において都市の執政官や指導者、さらにまた権限を有していると見なされる他の者たちが、幾度も教会に過度な負担を課し、重く頻繁な徴収によりそれらを圧迫するため、祭司は彼らの下で、神の法を識らなかった⁴⁵ファラオの下よりも劣った状況に置かれたかのように思われる（参照、出エジプト 1:8-12）。実際に彼の者は他の者すべてが奴隷へと追いやられる中で、自身の祭司と彼らの財産を古来の自由のうちに留め置き国庫から彼らに食糧を供給した。他方で件の者たちはほとんどあらゆる彼らの負担を教会へ課し、過度な強請によりそれらを苦しめた。エレミアが「諸州の女王が苦役に服すとは」（参照、哀歌 1:1）と嘆くことは、それらに当てはまるように思われる。実際に彼らは普請であれ遠征であれ彼らが自身のために為されるべきだと考える他のあらゆることで

⁴³ 1 Comp. 5.4.1 (X 5.5.1: Fr 2, 768-769); 参照、D.37 c.12 (Fr 1, 139); 参照、トレント公会議（1545-1563年）第5会期。参照、G. Post, “Alexander III, the *Licentia docendi* and the Rise of the Universities”, in *Anniversary Essays in Mediaeval History*, by students of C. H. Haskins, Boston – New York 1929, pp. 255-277.

⁴⁴ 1 Comp. 3.36.4 (X 3.49.4: Fr 2, 654-655).

⁴⁵ 参照、D.12 c.12 (Fr 1, 30); C.23 q.8 d.p.c.22 (Fr 1, 961).

あれ、諸教会と聖職者たちおよびキリストの貧者たちの使用に割り当てられた財産からほぼ全てが賄われることを望む。また彼らは司教やその他の高位聖職者たちの裁治権や権威も形骸化させ、自身の従属民に対する権能のうち何も彼ら〔＝司教ら〕には残らなかったように思われるほどである。そのことに関して嘆かれるべきは教会のためであるが、さらにまた嘆かれるべきは、神への畏怖も教会の秩序への敬意も完全に放棄したと思われる者たちのために、である。したがって我々はアナテマの拘束の下により厳しく、今後そのようなことを敢えて試みることを禁止する。ただし俗人の資力が不十分な場合に、強制徴収せずに共通の必要を解消するためには教会を通じた支援がもたらされるべきだと判断するほどの必要や便益を司教や聖職者が確認した場合はこの限りではない。しかし執政官や他の者が今後それを犯し、警告されてもなお万が一にも断念することを厭った場合には、その者たちも彼らの支持者も自身が破門に服することを知るべきであり、またしかるべき賠償を為すまでは、信徒の交わりに戻されてはならない。

（築田航）

20⁴⁶ 馬上槍試合の禁止

我々は、我々の先任者たる幸いなる記憶の教皇インノケンティウス〔二世〕⁴⁷、エウゲニウス〔三世〕⁴⁸の足跡をたどり、俗語でトルネアメンタと呼称される忌むべき週市や年市〔に伴う馬上槍試合〕——そこでは騎士が取り決めによって集まるのを常とし、己が力と勇気をみせつけようと無分別にも争いあって、そのゆえにしばしば人の死と魂の危機が生じるが——これらが開催されることを禁じる。しかし、もし彼らのうちのある者がその場で死ぬ場合は、彼が求めた際は悔悛の秘蹟は拒否されてはならないとはいえ、教会での埋葬権は剥奪されるべきである。

（柴田隆功）

21⁴⁹ 神の休戦

また、神の休戦は、水曜日の日没後から月曜日の日出後までと、待降節から公現祭の八日目までと、七旬節から復活祭の八日目までは、万人によって不可侵に遵守されるよう我々は命じる。しかし、もしある者が神の休戦を破ろうとした場合、三度目の警告の後に償わないならば、彼の司教は破門の判決を告げ、近隣の司教に文書で通知すべきである。さらに、司教のうち何人も破門された者を交わりに受け入れてはならず、それどころか各人は文書で〔彼が〕受けた判決を確認しなければならない。しかし、もしある者がこれに違反しようとしたならば、彼はその品級の危機にさらされることとなる。そして、「三つ捫りの糸は容易く切れない」（コヘレト 4:12）ので、我々は次のように命じる。すなわち、司教はただ神と人民の救済のみに配慮し、あらゆる惰弱を遠ざけ、平和を確実に維持するために互いに助言と支援を提供しあわなければならない、何者かに対する愛憎からこれをなおざりにしてはならない。もしある者がこの神の事業において惰弱であることが明らかになれば、自身の職位を失うことになる。

（柴田隆功）

⁴⁶ 1 Comp. 5.11.1 (X 5.13.1: *Fr* 2, 804); 参照、トレント公会議（1545-1563 年）第 20 会期。

⁴⁷ 参照、第二ラテラノ公会議（1139 年）決議第 14 条。

⁴⁸ 1 Comp. 5.11.2 (X—); 参照、ランス教会会議（1148 年）決議第 12 条 (*Mansi* 21, 716-717)。

⁴⁹ 参照、第二ラテラノ公会議（1139 年）決議第 12 条; 1 Comp. 1.24.1 (X 1.34.1: *Fr* 2, 203)。

22⁵⁰ 通行者の安全について

さらに、我々は次のように更新する。司祭、聖職者、修道士、助修士、巡礼者、商人、往来したり農場に留まったりする農民、またそれらによって耕し、耕地に種を運ぶ動物は、恒常的な安全を享受すべきであり、何人も、いかなる場所でも王や諸侯の裁可と同意なしに通行税の新たな取り立てを取って定めるべきではないし、定められたことを改めることであり、旧来のものを増額することであり、いかなる方法によっても取って行うべきではない。また、もし何者かがこれに反し、警告を受けても止めないのであれば、賠償するまでキリスト教の交わりから排除されるべきである。

（纓田宗紀）

23⁵¹ 癩者のための配慮について

使徒〔＝パウロ〕曰く、より十分な荣誉がより弱き成員に対してもたらされるべきであると（参照、I コリント 12:22-23）。にもかかわらず、いくらかの者は、イエス・キリストに属する物ではなく、自らに属する物を追い求めており（参照、フィリピ 2:21）、健康な者とともに暮らすことや、他者とともに教会に赴くことができない癩者らに対し、教会や墓地を持つことも、彼ら自身の司祭の奉仕によって援助されることも許していない。これはキリスト者の敬虔に程遠いことが明らかなので、使徒の温情に従って、我々は以下のように定める。すなわちどこであれ、教会を墓地とともに自らのために建設したり、彼ら自身の司祭を享受したりできるほど多くの〔癩〕者が、共同生活下で一堂に会したならば、何らの反対もなしに〔それらを〕持つことを許されるべきである。しかしながら、従前からの教会に対し、小教区の権利について何らの形でも有害にならないよう、〔癩者らは〕注意すべきである⁵²。何故なら、彼らに対し敬虔のために与えられたものが、他者へ害をもたらすことを、我々は欲しない⁵³からである。我々は加えて、彼らの菜園と畜産物については、十分の一税を納めることを強制されてはならないと規定する。

（田野崎アンドレーア嵐）

24 サラセン人への物資供給・海賊行為の禁止

凶悪な貪欲がかくもある者たちの心を掴んでいる。それはキリスト教徒の名の下に誇りを抱きながら、サラセン人に武具、鉄、そしてガレー船用の木材を提供し、邪悪さにおいて彼らと同等かさらには上回り、キリスト教徒を攻撃するための武具と必需品とを彼らに供給しているほどである。その上、自らの貪欲に駆られてサラセン人のガレー船や海賊船で水先案内人や舵取りの職務を遂行する者もいる。従って我々は以下の如く裁定する。すなわち、かような者たちは教会の交わりから絶ち切られ、その不正ゆえに破門に服すること。カトリックの世俗君主たちおよび諸都市の執政官たちによりその財産の没収を以て罰せられること。そしてもし捕らえられたならば、捕らえた者の奴隷となること。我々はまた、港湾諸都市の教会で彼らに対する頻繁かつ厳粛な破門が宣明されるよう命じる⁵⁴。さらに、貿易や他の崇高な目的のために航行するローマ人や他のキリスト教徒を取って捕らえたり、彼らの持ち物

⁵⁰ 1 Comp. 1.24.2 (X 1.34.2: *Fr* 2, 203); 参照、第二ラテラノ公会議（1130年）決議第11条。

⁵¹ 1 Comp. 3.35.1 (X 3.48.2: *Fr* 2, 652); 参照、トレント公会議（1545-1563年）第21会期。

⁵² C.16 q.1 c.44 (*Fr* 1, 774).

⁵³ C.14 q.5 c.10 (*Fr* 1, 740).

⁵⁴ 1 Comp. 5.5.6 (X 5.6.6: *Fr* 2, 773).

を奪ったりする者たちもまた、破門の罰の下に置かれるべきこと。加えて、信仰の掟に従い彼らが救助せねばならぬところの難破に遭ったキリスト教徒に対し、唾棄すべき食欲を以てその持ち物を敢えて奪う者たちもまた、略奪品を返還せぬ限り自らが破門に服すると知るべきこと⁵⁵。
(佐野大起)

25⁵⁶ 高利貸しに対して

ほぼ全ての場所に利息の罪が蔓延した結果、多くの者たちが他の仕事を捨て置きあたかも正当であるかのように高利貸しを営み、いかに両聖書の記述で断罪されているかなど決して意に介することはない⁵⁷。それゆえ我々は以下のように定める。すなわち摘発された高利貸したちは祭壇の交わりに迎え入れられるべきではなく、もしこの罪科のうちに死去したならばキリスト教の墓所を授かるべきではなく、さらにまた何者も彼らの供物を受け取るべきではない。しかし受け取ったり彼らをキリスト教の墓所へと引き入れたりした者は、受け取った物も返還するよう強いられ、教区の司教の裁量に従い弁済しない限り、彼の聖務の執行を停止されたままとする。
(築田航)

26⁵⁸ ユダヤ人・サラセン人と改宗者について

ユダヤ人あるいはサラセン人は、子供を養育するという口実の下でも奉仕のためにでも他のいかなる理由においても、自身の家にキリスト教徒の従僕を有することは許されるべきではない。さらに敢えて彼らとともに居住する者は破門されるべきである。共通の訴訟においてユダヤ人がキリスト教徒に対抗する自身の証人を用いるのであるから、同様にユダヤ人に対してキリスト教徒の証言が受け入れられるべきであると我々は判断する。また、彼らはキリスト教徒に服従すべきであり、ただ人間性のためだけにキリスト教徒によって支えられるべきであるので、誰であれこのことに関してユダヤ人をキリスト教徒より優先する者⁵⁹はアナテマの罰に処されるべきであると決議する⁶⁰。さらにもし何者かが神が息を吹きかけてキリスト教の信仰に回心した場合、信仰に回心した者は信仰を受け入れる以前よりも優れた状態にあるはずであるから、彼らは自身の所有地から決して締め出されるべきではない。しかしもしそれとは異なって為されたならば、我々は破門の罰の下に、同地の諸侯あるいは権力者に、彼らの相続と財産の持分が原状に基づいて彼らに差し出される〔＝原状回復が為される〕ことを課す。
(望月澤)

27 カタリ派その他の異端の糾弾

祝福されしレオ〔一世〕が述べたように⁶¹、教会の規律は祭司の裁きで事足り、血塗られた

⁵⁵ 1 Comp. 5.14.2 (X 5.17.3; Fr 2 808-809).

⁵⁶ 1 Comp. 5.15.2 (X 5.19.3; Fr 2, 811).

⁵⁷ D.47 c.2 (Fr 1, 169-170).

⁵⁸ 1 Comp. 5.5.5 (X 5.6.5; X 2.20.21; Fr 2, 773).

⁵⁹ C.2 q.7 c.26 and d.p.c.26 (Fr 1, 489).

⁶⁰ X 2.20.21 (Fr 2, 773).

⁶¹ 参照、Leo M., *Epist.* 15 (PL 54, 680); 参照、C.23 q.5 c.21 (Fr 1, 937).

報復を免れるとしても、カトリックの君主たちの法令に助けられているため⁶²、しばしば人々は自らに身体的な罰が下るのを恐れる時、安全な救済を求めるようになる。それゆえ、ガスコーニュ、アルビジョワ、そしてトゥールーズの諸地域や他の場所で、ある者たちはカタリと呼び、ある者たちはブブリカニと呼び、ある者たちはパテリニと呼び、またある者たちは他の名で呼ぶ異端の非難すべき頑迷さが勢いを増した結果、彼らはもはや隠れて他所の〔異端の〕ように彼らの不品行を行ってはならず、むしろ彼らはその誤謬を公に示し単純な者たちや弱き者たちの彼らへの同意を取り付けている。我々は彼らと、その守護者たちと彼らを受け入れる者たちをアナテマの下に置くと決議し、誰かが彼らを家やその土地に留まらせたり支援したり彼らと取引を行ったりすることを企てないよう〔それを〕アナテマの下に禁じる⁶³。またもし彼らがこの罪のうちに死去したならば、いかなる者に与えられた我々の特権の下での口実によっても、またいかなる他の機会によっても彼らのための奉獻〔＝ミサ〕はなされず、彼らはキリスト教徒の墓に受け入れるべきではない⁶⁴。また教会も修道院も尊敬せず、寡婦も孤児も、子供も大人も、どんな年齢や性別の者も思いやらず、異教徒のようにすべてを破壊し略奪するほどにキリスト教に対して野蛮をはたらいているブラバント人、アラゴン人、ナバラ人、バスク人、コテレリたちについても、そのように〔彼らが〕暴れまわっている地域で彼らを雇い、あるいは留め、あるいは支援する者たちも、その有害な関係と異端が否定されない限り、日曜日や他の祭日に教会で破門を公に告げられ、先に述べた異端者と同じあらゆる判決と罰によって縛られ、教会の交わりに受け入れられないよう我々は同様に定める⁶⁵。しかし彼らと何らかの協定によって結び付きを続ける者は誰であれ、そのような不正のうちに留まっている限りは〔彼らへの〕誠実、または忠誠⁶⁶やあらゆる臣従の義務から解かれると知るべきである。さらに我々は君主とあらゆる信徒に、罪の免除のためにこれほどの災厄に勇敢に身を晒し、彼らに反対して武力によってキリスト教徒の人民を保護するよう命じる。また彼ら〔＝異端者たち〕の財産は没収され、君主はこの種の有害な人々を服従に置く自由を有すべきである。さらに真の悔悛のうちにそこで死ぬ者たちは⁶⁷、罪の免除と永遠の贖いの結果を有することになることを疑うべきではない。また神の憐れみと祝福されし使徒ペトロとパウロの権威を信じる我々は、彼らに対して武器を取り司教あるいは他の高位聖職者の助言の下に彼らを滅ぼすために戦った敬虔なキリスト教徒に対し⁶⁸、課された悔悛から二年間解き放ち、または彼らがそこにさらに長く留まるならば、我々はこの事業の管理が課せられているところの司教の裁量に委ね、彼らの判断の下に成果のあり方に基づいてより多く彼らに贖宥が授けられるようにする⁶⁹。他方我々はこの種のことに於いて司教の忠告に従うことを侮る者たちは、主の身体と血の拝領から除外されることを命じる。また一方で我々は信仰の炎によって彼らを滅ぼすことにかの苦難を引き受けた者たちを、主の墓

⁶² 参照、C.23 q.5 c.20 (*Fr* 1, 936-937).

⁶³ 参照、K. Pennington, "Anathema, Anathematism", *Encyclopedia of the Bible and Its Reception*, vol. 1 (2009), coll. 1097-1099.

⁶⁴ 1 Comp. 5.6.6 (X 5.7.8: *Fr* 2, 779-780).

⁶⁵ 以下 1 Comp. 5.6.7 (X-).

⁶⁶ C.15 q.6 c.4 および c.5 (*Fr* 1, 756).

⁶⁷ De pen. D.7; De pen. D.3 d.p.c.39 および d.p.c.49 (*Fr* 1, 1244-1247; 1224, 1228).

⁶⁸ 参照、C.23 q.8 c.7 (*Fr* 1, 954-955).

⁶⁹ 参照、C.26 q.7 c.2 (*Fr* 1, 1041-1042).

地を訪れた者同様に、教会の保護の下に受け入れ、所有物においても人格においてもあらゆる不安からの安全を保たれることを規定する⁷⁰。さらにもし誰かが彼らを煩わすことを企てるならば、その地の司教によって破門の判決が下されるべきであり、また取り去られたものが元に戻され罰金の支払いによって適切に償われるまで、判決はあらゆる者によって守られるべきである。またそのような事態に強く抗しなかった司教あるいは司祭は、使徒座の憐れみを得るまではその職の停止によって罰されるべきである。（上遠野翔）

⁷⁰ 参照、第一ラテラノ公会議（1123 年）決議第 10 条; C.3 q.3 d.p.c.4 (*Fr* 1, 510).